

○長久手市公共下水道及び農村集落家庭排水施設承認工事取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号)第16条に規定する公共下水道管理者以外の者の行う公共下水道及び農村集落家庭排水施設の施設(以下施設)に関する工事(以下「工事」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(技術的基準)

第2条 工事を施行しようとする者(以下「申請者」という。)が設置しようとする施設の構造は、別に定める設計基準、標準図及び工事基準により整備するものとする。

(設置条件)

第3条 工事施行について必要な条件は、次に定めるものとする。

- (1) 設置する施設の流末に、公共下水道又は農村集落家庭排水施設管が埋設されていること。
- (2) 設置する施設は、維持管理上支障のない場所に設置すること。
- (3) 計画汚水排水量が施設の処理能力を上回る場合は、市長と協議の上、申請者の負担により、処理可能な能力状態まで施設の改修をすること。
- (4) 設置する施設を市へ無償で譲渡すること。
- (5) 設置する施設について、申請者による瑕疵が認められた場合は、当該譲渡が完了した日から1年間は、申請者の負担において当該施設の補修等について対応すること。

(設置申請)

第4条 申請者は、工事の承認を受けようとするときは、14日前までに公共下水道及び農村集落家庭排水施設設置工事承認申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その承認を受けた事項を変更しようとするときは、公共下水道施設及び農村集落家庭排水施設設置工事変更承認申請書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(承認の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、相当と認める場合は、公共下水道及び農村集落家庭排水施設設置工事承認(変更)申請書に承認した旨を記載し、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第6条 前条の規定による承認を受けた申請者は、その承認に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ工事着手届(様式第3)、工程表及び現場代理責任者届(任意様式)を市長に提出しなければならない。

(工事中の措置)

第7条 申請者は、公共下水道及び農村集落家庭排水施設設置工事に関して関係機関への手続及び周辺住民への周知を図り、当該工事に係る苦情等があった場合は、速やかに対応し、その問題解決に努めなければならない。

(工事の完成)

第 8 条 申請者は、第 5 条の規定による承認に係る工事が完成したときは、直ちに工事完了届(様式第 4)に次の書類を添えて、市長に届け出るとともに完成検査を受けなければならない。

- (1) 出来形図面(位置図、平面図、構造図、縦断図、横断図、使用材料内訳)
- (2) 工事写真(着手前、施工中及び完了)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する工事完了届が提出された日から 14 日以内(特別の事情がある場合はその限りでない。)に完成検査を行い、合格したときは、検査合格通知書(様式第 5)を申請者に通知するものとする。また、その通知により申請者から市長への譲渡が完了したものとする。不合格となった場合は、14 日以内(特別の事情がある場合はその限りでない。)に再検査を受けること。

(雑則)

第 9 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。